

平成 30 年 6 月 19 日

各位

株式会社 京都銀行

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により被災された皆さまへ

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申しあげます。

つきましては、被災者の皆さまには、当分の間、次のとおりお取扱いをさせていただきます。

詳細につきましては、ご遠慮なく窓口までご相談ください。

<被災された皆さまへ>

1. 預金証書・通帳、届出の印鑑、キャッシュカードを紛失された場合でも、預金者ご本人であることを確認のうえ、お支払いいたします。
2. 定期預金等の期限前払戻し(中途解約)についても、ご相談を承ります。
3. 災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜調整し、取立できるように努めます。
4. 汚れた紙幣の両替等は、窓口でお取扱いさせていただきます。
5. 災害の復旧、応急資金等の各種ご融資のご相談につきましては、窓口で承りますので、ご遠慮なくお申し付けください。

以 上